

改正案	現行
<p>第一条から第八十七条まで（現行のとおり） （承継）</p> <p>第八十八条 第八十一条第一項の規定による認可を受けた者から当該認可に係る工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場に係る当該認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 第八十一条第一項の規定による認可を受けた者について相続、合併又は分割（当該認可に係る工場を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該工場を承継した法人は、当該認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>3 前二項の規定により第八十一条第一項の規定による認可を受けた者の地位を承継した者は、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>第八十九条から第九十二条まで（現行のとおり） （準用規定）</p> <p>第九十三条（現行のとおり）</p> <p>2 第八十八条の規定は、第八十九条の規定による届出をした者から当該届出に係る指定作業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得</p>	<p>第一条から第八十七条まで（略） （承継）</p> <p>第八十八条 第八十一条第一項の規定による認可を受けた者から当該認可に係る工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場に係る当該認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 第八十一条第一項の規定による認可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>3 前二項の規定により第八十一条第一項の規定による認可を受けた者の地位を承継した者は、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>第八十九条から第九十二条まで（略） （準用規定）</p> <p>第九十三条（略）</p> <p>2 第八十八条の規定は、第八十九条の規定による届出をした者から当該届出に係る指定作業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者</p>

した者について準用する。
第九十四条から第百六十五条まで
(現行のとおり)

について準用する。
第九十四条から第百六十五条まで
(略)